平成３０年（フ）第５８６号
大阪府枚方市高田２丁目２番６号
債務者　鈴木栄津子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６１１号
大阪府四條畷市二丁通町11番10号
債務者　久保　景子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７０１号
大阪市東住吉区南田辺１丁目９番19号　グランブラン南田辺　603号、前住所大阪府高槻市深沢町２丁目１番10―508号
債務者　西浦　　亨
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７６１号
大阪府東大阪市南四条町２番３号　バンテーヌ清水　102号
債務者　尾関　誠一
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７号
熊本県天草市佐伊津町2466番地、前住所熊本県天草市今釜町９番１号　松本アパート２階10号室
債務者　原田眞由美
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月７日午後１時10分
熊本地方裁判所天草支部

平成３０年（フ）第２４号
栃木県那須塩原市東原４番地405、前住所栃木県那須塩原市埼玉390番地２　アクアーリオＢ―202号
債務者　平野　洋和
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５６号
静岡市葵区あさはた１丁目２番13―371号
債務者　大石あけみ
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９２号
静岡市清水区袖師町467番地の３
債務者　山田　徳聖
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４３号
岡山市北区東花尻268番地５　アサヒスクエア201
債務者　棚橋さやか
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８号
岡山市北区岩田町５－３　シティハイツ岩田608号室、住民票上の住所岡山市中区雄町539番地３　サンシャイン雄町Ａ棟102
債務者　山路　　唯
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７１号
岡山市東区可知３丁目13番17号　コーポ可知102号
債務者　北田　智幸
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７２号
岡山市北区野田１丁目10番17号　ＫＡＵＬ野田203号、旧住所岡山市北区大安寺中町９番３－１号　マウントピュアＡ101
債務者　高月　茂喜
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１４１１号
最後の住所　千葉市中央区弁天１丁目34番13号　メゾンアキツ103号、開始決定時の住所千葉市中央区問屋町15番８号
破産者　亡井古田昌男相続財産
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９３３号
千葉市緑区大椎町1188番地59、開始決定時の住所千葉市緑区あすみが丘４丁目19番地22
破産者　齋藤　信幸
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１８号
千葉市緑区辺田町578番地　下総精神医療センター　２－２病棟内、住民票上の住所千葉市中央区葛城１丁目２番４号　マリオン本千葉306号
破産者　竹内　智仁
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係